

第七十一回国会
衆議院

物価問題等に関する特別委員会議録 第六号

昭和四十八年四月十日(火曜日)

午後零時四十六分開議

出席委員

委員長 山中 吾郎君

理事 稻村 利幸君

理事 坂村 吉正君

理事 井岡 大治君

理事 小林 政子君

石井 一君

奥田 敬和君

近藤 鉄雄君

高橋 千寿君

増岡 博之君

山崎 拓君

渡辺 三郎君

有島 重武君

和田 耕作君

出席國務大臣

國務大臣 小坂善太郎君

官 經濟企画庁長 橋口 隆君

出席政府委員

官 經濟企画庁政務次 小島 英敏君

官 生活局長 松浦 利尚君

委員外の出席者

議員 松浦 利尚君

委員の異動

四月六日 補欠選任 稲村 利幸君

辭任

内海 英男君

同月十日 補欠選任 稲村 利幸君

辭任

上田 茂行君

近藤 鉄雄君

増岡 博之君

第二類第六号

物価問題等に関する特別委員会議録第六号 昭和四十八年四月十日

羽生田 進君 奥田 敬和君
神崎 敏雄君 野間 友一君

同日

辭任

奥田 敬和君

塩崎 潤君

増岡 博之君

同日

理事内海英男君同月六日委員辭任につき、その補欠として稲村利幸君が理事に当選した。

四月七日

木材、建設資材の異常価格の引下げに関する請願(岡本富夫君紹介(第三二九一号))

同(井岡大治君紹介(第三三六四号))

同(北側義一君紹介(第三三六五号))

公共料金の値上げ反対に関する請願(近江巨記夫君紹介(第三三六六号))

公共料金の値上げ反対に関する請願(塚田庄平君紹介(第三三六七号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

参考人出席要求に関する件

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案(内閣提出第八六号)

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案(松浦利尚君外三名提出、衆法第一三三三号)

○山中委員長 これより会議を開きます。

まず、理事補欠選任の件についておはかりいたします。

去る六日、理事内海英男君の委員辭任により、理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行なうたいと思いますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山中委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

それでは、理事に稲村利幸君を指名いたします。

○山中委員長 次に、去る五日本委員会に付託されました内閣提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案及び松浦利尚君外三名提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、生活関連物資(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ)について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定に資することを目的とする。

(物資の指定)

第二条 生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定する。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

(調査)

第三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条第一項の規定により指定された物資(以下「特定物資」という)について、その価格の動向及び需給の状況に関し必要な調査を行なうものとする。

(勧告及び公表)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者が買占め又は売惜しみににより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、内閣総理大臣及び主務大臣の定める基準に従い適当と認められる売渡先及び売渡価格を指定し、期限を定めて、当該特定物資の全部又は一部を売り渡すべきことを勧告することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表するものとする。

(立入検査等)

第五条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるとき

は、その職員に、当該特定物資を保管している
と認められる者の倉庫その他の場所に立ち入
り、当該特定物資に關し、帳簿、書類その他の
物件を検査させ、又は関係者に質問させること
ができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査又は質問
をする場合には、その身分を示す証明書を携帯
し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査及び
質問の権限は、犯罪捜査のために認められたも
のと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第六条 この法律における主務大臣は、政令で定
めるところにより、特定物資の生産、輸入又は
販売の事業を所管する大臣とする。

2 この法律に基づき内閣総理大臣の権限の行使
については、経済企画庁長官が補佐するものと
する。

(価格調査官)

第七条 第五条第一項及び第二項の規定による立
入検査及び質問に關する職務を行なわせるた
め、経済企画庁及び主務省に、価格調査官を置
く。

(罰則)

第八条 第五条第一項の規定による報告をせず、
若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同
条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若し
しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問
に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし
た者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰
金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為
者を罰するほか、その法人又は人に対して同項
の罰金を科する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

現下における経済情勢にかんがみ、国民生活の
安定を図るため、生活関連物資の買占め及び売
しみに對する緊急措置を講ずる必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

生活関連物資の買占め及び売しみに對する
規制措置等に関する法律案
生活関連物資の買占め及び売しみに對す
る規制措置等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、生活関連物資（食品、織
維、木材その他の国民生活との関連性が高い物
資をいう。以下同じ。）について、買占め及び売
しみに對する規制措置等を定めることによ
り、国民生活の安定に資することを目的とす
る。

(買占め及び売しみの禁止)

第二条 生活関連物資の生産、輸入又は販売の事
業を行なう者は、当該生活関連物資の買占め又
は売しみをし、不当な利得を得てはならな
い。

(物資の指定)

第三条 生活関連物資の価格が異常に上昇し又は
上昇するおそれがある場合において、当該生活
関連物資の買占め又は売しみが行なわれ又は
行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該
生活関連物資を特別の調査その他の措置を要す
る物資として指定する。

(調査)

第四条 内閣総理大臣又は主務大臣は、前条の規
定により指定された物資（以下「特定物資」と
いう。）について、その価格の動向及び需給の状
況に關し必要な調査を行なうものとする。

(売渡勧告及び公表)

第五条 内閣総理大臣又は主務大臣は、特定物資
の生産、輸入又は販売の事業を行なう者が買占
め又は売しみに對し当該特定物資を保有して

いると認めるときは、その者に對し、内閣総理
大臣及び主務大臣の定める基準に従い適当と認
められる売渡先及び売渡価格を指定し、期限を
定めて、当該特定物資の全部又は一部を売り渡
すべきことを勧告することができる。

2 内閣総理大臣又は主務大臣は、前項の規定に
よる勧告をした場合において、その勧告を受け
た者がその勧告に従わなかつたときは、すみや
かに、その旨を公表するものとする。

(売渡命令)

第六条 内閣総理大臣又は主務大臣は、前条第二
項の公表をした場合において、必要があると認
めるときは、当該公表に係る勧告を受けた事業
者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置
をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第七条 内閣総理大臣又は主務大臣は、前二条の
規定の施行に必要な限度において、特定物資の
生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に對
し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員
に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗
若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に關し、帳
簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関
係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は主務大臣は、前項の規定に
より特定物資に關し立入検査又は質問をさせた
場合において、特に必要があると認めるとき
は、その職員に、当該特定物資を保管している
と認められる者の倉庫その他の場所に立ち入
り、当該特定物資に關し、帳簿、書類その他の
物件を検査させ、又は関係者に質問させること
ができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査又は質問
をする場合には、その身分を示す証明書を携帯
し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査及び
質問の権限は、犯罪捜査のために認められたも
のと解釈してはならない。

(経済企画庁長官の資料の提出要求等)

第八条 経済企画庁長官は、この法律の施行に關
し必要があると認めるときは、主務大臣に對し
必要な資料の提出及び説明を求めることができ
る。

(都道府県知事の意見の申出)
第九条 都道府県知事は、この法律の施行に關し、
内閣総理大臣又は主務大臣に對し意見を申し出
ることができる。

(国会に對する報告等)

第十条 政府は、特定物資について、毎年、国会
に對しこの法律の施行の状況を報告するととも
に、その概要を公表しなければならない。

(生活関連物資規制審議会)

第十一条 総理府に、附屬機關として、生活関連
物資規制審議会（以下この条において「審議会」
という。）を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣又は主務大臣の諮問
に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調
査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し内閣総
理大臣及び主務大臣に意見を述べることができ
る。

4 審議会は、委員七名以内で組織する。

5 委員は、第二項に規定する事項に關し学識經
験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命す
る。

6 委員は、非常勤とする。

7 第四項から前項までに定めるもののほか、審
議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令
で定める。

(主務大臣等)

第十二条 この法律における主務大臣は、政令で
定めるところにより、特定物資の生産、輸入又
は販売の事業を所管する大臣とする。

2 この法律に基づき内閣総理大臣の権限の行使
については、経済企画庁長官が補佐するものと
する。

(物資調査官)

第十三条 第七條第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行なわせるため、経済企画庁及び主務省に、物資調査官を置く。

(権限の委任)

第十四条 この法律の規定により内閣総理大臣又は主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第十五条 第六條の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六条 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

2 (総理府設置法の一部改正) 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

生活関連物資
規制審議会

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律(昭和四十八年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

理由

現下における経済情勢にかんがみ、国民生活の安定を図るため、食品、繊維、木材その他の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中委員長 ます、提案理由の説明を順次聴取いたします。小坂経済企画庁長官。

○小坂国務大臣 ただいま議題となりました生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近、世界的な原材料の一時的供給不足、過剰流動性等を背景として、わが国内においても、投機的な需要が発生し、これが一部の生活関連物資にも及んでおりました。これらの物資の価格の高騰は、国民生活の安定にとって重大な脅威となっており、

このような現下の情勢に顧み、政府としては、緊急輸入の促進、政府在庫の放出、商品取引所の規制、過剰流動性の吸収等の諸施策を行なっておりますが、これらももろもろの行政措置にあわせて、これらを補完するものとして、自由主義経済における企業活動の自由との調整をはかりつつ、行き過ぎた企業活動の自由との調整をはかりつつ、

この法律案は、このような観点から、生活関連物資の価格の異常な上昇を招来するような買占めまたは売惜しみを防止するため、特定物資について、企業に対する立入検査等を行なうとともに、買占めまたは売惜しみをを行なっている者に対し、勧告、公表を行なう等の緊急措置を定めることにより、

国民生活の安定に資せんとするものであります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一は、特定物資を指定することであり、生活関連物資の価格が異常に上昇または上昇するおそれがある場合において、買占めまたは売

惜しみが行なわれまたは行なわれるおそれがあるときは、その物資を特別の調査を要する物資として、政令で指定いたします。

第二は、特定物資についての調査であります。指定された特定物資については、内閣総理大臣及び主務大臣は、その価格の動向及び需給の状況に關し、必要な調査を行なうこととしております。

第三は、買占めまたは売惜しみをを行なっている者に対する勧告及び公表であります。

すなわち、内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入または販売の事業を行なう者が買占めまたは売惜しみににより、その物資を多量に保有していると認められる場合には、その者に対し、内閣総理大臣及び主務大臣の定める基準に従い、適当と認められる売渡先及び売渡価格を指定し、期限を定めて、その特定物資の全部または一部を売り渡すべきことを勧告することができるとともに、その勧告に従わない者については、その旨を公表することとしております。

第四は、買占めまたは売惜しみをを行なっている者と認められる者等に対する立入検査等についてであります。

内閣総理大臣及び主務大臣は、必要限度において、特定物資の生産、輸入もしくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に關し報告をさせ、またはその職員に、これらの者もしくは特定物資を保管している者等と認められる者の事務所、倉庫等への立入検査等を行なわせることができることとしております。このことにより、当該事業者の実態把握ができることと、自後の適切な措置が可能となると考えます。

第五は、価格調査官の設置についてであります。

すなわち、立入検査等の職務を行なわせるため、経済企画庁及び主務省に価格調査官を置くこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○山中委員長 次に、松浦利尚君。

○松浦(利)議員 ただいま議題となりました日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党四党提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

最近における卸売物価の上昇は、残念ながら田中内閣の無策ゆえに暴騰に一そのの拍車をかけ、日銀統計によれば一月の上昇率は前月比一・五%高、二月は前月比一・六%高、三月は前月比一・七%高としり上がり騰勢が強まり、終戦直後を除けば戦後最高に達し、年頭初から実に上昇率は五・一%に達しております。

この急激な卸売物価の上昇が消費者物価に重大な影響を与え、統計局の発表によっても、三月は前年同月比九%という異常な値上がりとなり、国民生活に深刻な打撃を与えています。

この最大の原因が、田中総理の的はずれな日本列島改造論から来る大型財政、金融の超緩和、そして巨額な過剰流動性にあることは明らかです。それが土地、株の異常な高騰に拍車をかけ、投機とインフレーションをつくり出してしまっています。こうした中で買占め、売惜しみの投機商法が助長され拡大していることを、何人も否定できません。大豆、木材、羊毛、生糸、綿糸、セメント、鮮魚から米、果てはガゼ、植樹用樹木まで、ありとあらゆる物資が、いまや買占め、売惜しみの対象になっております。

これほどまでに事態を悪化させ、しかもそれを放置してきた責任はだれにあるのでしょうか。それは、数多くの提言にもかかわらず、それを実行しなかった政府行政主体に問題があることは言うまでもありません。国民生活に直結する生活関連物資を安く買い占め、高く売り込んだり、あるいは買占め、売惜しみによって高い利得を得る企業に対

して、自由経済、資本主義経済だということだけで国民が容認するでしょうか。国民は、価格が暴騰したからといって購入しないで済むものではなく、現物が不足しているからといって済まされるものではありません。こうした問題に対して、おのずからきめられたモラルとしてのルールを守らせること、すなわち生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等を定めることにより、国民生活の安定の一助に資することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な政府案との相違について御説明いたします。

第一に、政府案にはありませんが、規制することを明らかにした生活関連物資については、生産、輸入、販売業者に買占め、売惜しみで不当利得をしてはならないとの義務規定を設けていることとあります。

第二に、政府案は特別調査物資指定の解除を認めていますが、野党四党案では認めていないこととあります。

第三に、政府案では勧告する場合「多量に保有している」場合としておりますが、野党四党案では「多量」は条件としていないこととあります。

第四に、政府案にはない売渡命令を定めていることとあります。

第五に、経済企画庁長官に主務大臣に対する資料提出、説明要求権を認めていることとあります。

第六に、都道府県知事に意見具申権を認めていることとあります。

第七に、政府に国会に対する報告と公表を義務づけていることとあります。

第八に、総理府に学識経験者による生活関連物資規制審議会を設けることとあります。

第九に、総理大臣及び主務大臣の権限を都道府県知事に委任できることを認めていることとあります。

最後に、売渡命令に違反した者は二年以下の懲役または五百万円以下の罰金、虚偽報告、検査拒

否をした者には一年以下の懲役または二百万円以下の罰金を課することなど、きびしい罰則を定めていることとあります。

以上が、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党四党提出の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案の趣旨でございます。

何とぞ十分な御審議の上、全会一致で野党四党提案に賛成されるようお願いいたします。(拍手)

○山中委員長 以上で両案の提案理由の説明聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

この際、暫時休憩いたします。

午後五時五十六分休憩

午後五時二十八分開議

○山中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

内閣提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案及び松浦利尚君外三名提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案の審査のため、明十一日午前十時より、参考人として、三菱商事株式会社取締役副社長山田敬三郎君、三井物産株式会社代表取締役会長橋本栄一君、丸紅株式会社社長檜山廣君、伊藤忠商事株式会社取締役社長越後正一君、住友商事株式会社社長柴山幸雄君、日商岩井株式会社取締役社長辻良雄君、以上六名の出席を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山中委員長 御異議なしと認めます。よって、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十九分散会